

令和 9 年度以降の体育施設等及び全面開園後の 下高井戸おおぞら公園の管理運営について

令和 8 年度末で指定管理期間が満了する体育施設等 9 施設について、これまでの運営実績を踏まえ、引き続き地域に分けてグループ化し、杉並区施設運営パートナーズ制度（指定管理者制度）による管理運営を継続することとしました。

また、令和 8 年 10 月の全面開園に向けて第二期整備を進めている下高井戸おおぞら公園について、新たに設置する（仮称）下高井戸おおぞら公園スポーツコートを含め、既存の体育施設等のグループに加えた上で、指定管理者による管理運営を行うこととしましたので、以下のとおり報告します。

1 既存の体育施設等 9 施設の管理運営について

（1）既存の体育施設等と現指定管理者

グループ	施設名	現指定管理者
A グループ (2 施設)	上井草スポーツセンター	T A C ・ F C 東京 ・ M E L T E C 共同事業体
	妙正寺体育館	
B グループ (3 施設)	大宮前体育館	コナミスポーツ・杉並建物総合 管理事業協同組合共同事業体
	荻窪体育館	
	高円寺体育館	
C グループ (4 施設)	永福体育館	杉並スポーツ・カルチャー共同 事業体
	松ノ木運動場	
	下高井戸運動場・下高井戸区民集会所	

（2）現指定管理期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

（3）現指定管理者による主な取組・実績

事業者の強みを生かした多様なスポーツ教室実施、複数施設合同イベント等グループ内の施設間連携など効果的な運営が行われ、区民のスポーツ・運動の機会の充実に寄与している。

2 全面開園後の下高井戸おおぞら公園の管理運営について

下高井戸おおぞら公園（下高井戸二丁目 28 番 23 号）及び（仮称）下高井戸おおぞら公園スポーツコート（管理棟（パークステーションⅡ）を含む。以下「下高井戸おおぞら公園等」という。）について、以下の取組を行うにあたり、民間事業者の持つノウハウを活用するため、現在の体育施設等のグループに加え、指定管理者による一体的な管理運営を行うこととする。

取 組	具 体 的 な 内 容
①スポーツ振興に資する事業の充実	・ 近隣の下高井戸運動場及び永福体育館との連携により、合同イベントや相互利用を意識した取組の実施
②公園全体のサービス向上	・ 公園施設を活用した様々な事業の実施や、より円滑な利用者案内、下高井戸運動場を含めた植栽の効果的な管理 ・ 『Z E B』化するパークステーションⅡを活用した環境に関する意識啓発や、飲料等の販売スペースの有効活用

※公園に整備する駐車場については、財源の確保の観点から有料とし、指定管理者制度による運営の対象に含める。

3 次期指定管理者候補者の選定について

(1) 次期グループ及び指定管理期間

既存の体育施設等は引き続き区北部・中央部・南部に分けてグループ化し、区南部のCグループに新たに下高井戸おおぞら公園等を加える。

下高井戸おおぞら公園等の指定管理期間は、他施設と終期を合わせるため、5年6か月間とする。

グループ	施設名	指定管理期間
Aグループ (2施設)	上井草スポーツセンター	令和9年4月1日から 令和14年3月31日まで (5年間)
	妙正寺体育館	
Bグループ (3施設)	大宮前体育館	
	荻窪体育館	
	高円寺体育館	
Cグループ (6施設)	永福体育館	
	松ノ木運動場	
	下高井戸運動場・下高井戸区民集会所	
	下高井戸おおぞら公園・ (仮称) 下高井戸おおぞら公園スポーツ コート	令和8年10月1日から 令和14年3月31日まで (5年6か月間)

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「杉並区プロポーザル選定委員会条例」に基づく選定委員会を設置して選定する。

(3) 選定スケジュール（予定）

年 月	Cグループ	A・Bグループ
令和8年1月	選定委員会の設置、公募開始	—
3月	—	選定委員会の設置、公募開始
4月	指定管理者候補者の選定	—
6月	第2回区議会定例会に指定管理者 の指定に関する議案を提出	—
7月	—	指定管理者候補者の選定
9月	—	第3回区議会定例会に指定管理者 の指定に関する議案を提出

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和8年10月 下高井戸おおぞら公園等の指定管理者による運営開始
令和9年4月 既存の体育施設等9施設の新たな指定管理期間の開始